

第33回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年3月24日(金)
午後3時00分～午後5時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (7人)

会 長 8番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第157号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第159号 非農地証明願いについて

議案第160号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について

議案第161号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について

議案第162号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
にかかる意見決定について

議案第163号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)にかかる
意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 ただ今から第33回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局より報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は7番委員と1番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りと致します。

議長 それでは議案に入ります。

議長 議案第157号 農地法第3条の規定による許可申請について議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。

事務局 議案第157号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 野原364 登記現況共に、畑 面積264㎡
野原366 登記現況共に、畑 面積1,189㎡
譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住N氏
備考:売買による所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
それでは、議案第157号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、
議案第157号 農地法第3条の規定による許可申請については可決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第158号 農地法第5条許可の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 具志堅75 登記現況共に、畑 面積309㎡

譲渡人:本部町在住N氏

譲受人:千葉県在住O氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:県外在住で、故郷の本部町に転居するため、自己住宅を建築したい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

その他については審査票にてご確認ください。

添付資料説明

番号2番 浦崎219 登記現況共に、畑 面積1,473㎡

浦崎220 登記地目、宅地 現況畑 面積382.47㎡

譲渡人:浦添市在住N氏

譲受人:浦添市にある企業O

転用目的:従業員宿舎

転用理由:社員(ホテル)の通勤の利便の為、社宅を建築したい。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

その他については審査票にてご確認ください。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。今回パトロールへ行って申請地を見てきた委員より、補足説明をお願いします。

5番委員 パトロールへ行き、実際に見てきたのですが、今回申請があった土地はどちらの土地も事前着工等も無く、特に問題はありませんでした。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようなので進めてもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第158号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第158号は可決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第159号 非農地証明願いについて議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第159号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 北里329-1 登記 畑、面積101㎡

北里330-1 登記 畑、面積236㎡

北里348-1 登記 畑、面積275㎡

申請者:本部町にある企業M

所有者:本部町在住J氏
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号2番 古島143 登記 畑、面積557㎡
申請者:本部町在住M氏
所有者:浦添市在住Y氏
申請要旨:30年以上前から放置され、雑木が生い茂り
畑として利用できる状態ではない。
添付資料説明

番号3番 謝花34 登記 畑、面積1,730㎡
申請者:本部町在住I氏
所有者:本部町在住I氏
申請要旨:石ころがいっぱいあり、木がいっぱいはえていた為、
木の根があり、畑として使用できません。
添付資料説明

番号4番 北里660-1 登記 畑、面積464㎡
申請者:那覇市在住K氏
所有者:与那原町在住K氏
申請要旨:長い間放置され雑草、雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号5番 新里471 登記 畑、面積327㎡
申請者:大阪府在住K氏
所有者:申請者に同じ
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、
畑として使用する事が困難である。
添付資料説明

番号6番 大浜596-1 登記 畑、面積194㎡
申請者:名護市にある企業S
所有者:申請者に同じ
申請要旨:競売で取得したため。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明をお願いします。

7番委員 実際にパトロールに行き、現場を見てきたので、
それぞれの申請地について補足説明致します。

まず番号1番の北里の申請地については、写真からもわかるように、
雑草や雑木が多いため、畑として使用する事は困難だと思われま

同様の理由から番号2番及び番号4番、番号5番、番号6番の申請地についても、
雑草や雑木が多く、また、傾斜の角度が大きいところもあり、
畑として使用する事は困難だと思われま

ただ、番号3番の謝花の土地については、写真を見て頂けるとわかる通り、
一部に物が置かれていたり、現在も畑として使用している部分もあるため、
この土地については、現状を見ると非農地証明を出す事はできないと思いま

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

7番委員 番号3番の土地についてですが、補足説明でも話したとおり、一部は畑として使用されており、また、この申請地の全体を見ても畑として使用する事ができるため、否決にした方が良いと思います。

議長 7番委員より、番号3番の申請地は畑として使用することができるため非農地としては認められないという意見がありました。

他の申請地も含め、他に意見がある方はお願いします。

議長 意見がないようですので進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第159号非農地証明願いについては、番号1番および番号2番、番号4番、番号5番、番号6番については提案通り認め、番号3番の申請地に限り、畑として使用できるという理由から否決という事で異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 議案第159号非農地証明願いについて、番号3番は否決、番号1番、番号2番、番号4番、番号5番、番号6番は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第160号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。

事務局 議案第160号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 辺名地700-1 面積600㎡ 登記現況共に、畑
 辺名地701-1 面積2,400㎡ 登記現況共に畑
 辺名地703 面積100㎡ 登記現況共に畑
利用権を設定する者:北谷町在住S氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議がないようですので、議案第160号について、提案通り認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事ですので、議案第160号について、提案通り可決致します。

次に進みます。

議長 議案第161号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、説明させていただきます。

事務局 議案第161号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について上記のことについて、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条に基づき、別段の面積の設定について、農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。

1. 設定の有無:有
2. 設定区域:町全域
別段の面積;現行40a、見直し後40a
3. 設定方法:農地法施行規則第17条第2項の規定により、設定区域内及び周辺地域における農地又は採草放牧地の保有及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために
適当と認められる面積とする。

【設定理由】

1. 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するため(遊休農地率8.02%)
2. 設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50a未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないため。

添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

年に一回の見直しという事であり、現行通りの別段の面積となりますが、質問や意見はございませんか。

質問や意見がないようですので進めても宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第161号は提案通り可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事ですので、議案第161号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第162号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、ご説明します。

議案第162号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、

上記の事について、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目は農業委員会の状況のため省略。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題（平成28年4月現在）

管内の農地面積(A) 655ha 集積面積(B) 49.54ha 割合(B/A×100) 7.60%

課題:農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加、担い手への農地の利用集積を図ること。

2 平成28年度の目標及び実績

集積目標① 67.5ha 集積実績② 58.7ha 達成状況(②/①×100) 87%

評価:目標には届かなかったが、新規就農者を中心に集積は図ることができた。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H25年度新規参入者数 0経営体 H26年度新規参入者数 5経営体

H26年度新規参入者数 8経営体

課題:新規参入者を受け入れする際、農地の確保が難しい状況にある。

2 平成28年度の目標及び実績

参入目標① 5経営体 参入実績② 3経営体 達成状況(②/①×100) 60%

評価:目標には及ばなかったが、3名の新規参入者を確保することができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題（平成28年4月現在）

農地面積(A) 655ha 遊休農地面積(B) 139ha 割合(B/A×100) 21.20%

課題:不在地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 平成28年度の目標及び実績

解消目標① 3.5ha 解消実績② 1.1ha 達成状況(②/①×100) 31%

評価:目標には届かなかったが、農地利用集積円滑化事業や中間管理事業等を活用した解消が増えつつある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題（平成28年4月）

農地面積(A) 655ha 違反転用面積(B) 0.92ha

課題:農地法または農振法についての周知不足

2 平成28年度実績

実績① 0ha 増減(B-①) 0ha

新たな違反転用の発生を防ぐことができた。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:15件、うち許可15件及び不許可0件)

事実関係の確認

実施状況 申請書類の確認を行うとともに、3名の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを行っている。

総会等での審議

実施状況 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。

申請者への審議結果の通知

実施状況 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0件

不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0件

審議結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:37件)

事実関係の確認

実施状況 提出された申請書や添付書類等により、農業委員及び事務局職員で書類審査及び現場確認を行っている。

総会等での審議

実施状況 農地法並びに、法運用基準等に照らし、事業計画内容や現場の状況等を総合的に判断する。

審査結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農業生産法人からの報告について

管内の農業生産法人数 7法人

報告書提出農業生産法人数 3法人

報告書の督促を行った農業生産法人数 0法人

督促後に報告書を提出した農業生産法人数 0法人

報告書を提出しなかった農業生産法人数 0法人

対応方針

未報告の法人については、電話連絡により報告するよう指導する。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供

実施状況 調査対象賃貸借件数28件 公表時期 平成28年3月

情報の提供方法:ホームページで公表

農地の権利移動等の状況把握

実施状況 調査対象権利移動等件数15件 取りまとめ時期 作成後随時

情報の提供方法:議事録作製により、ホームページで公表

農地基本台帳の整備

実施状況 整備対象農地面積655ha 整備方法 電算システムによる整備

データ更新:利用状況調査結果を踏まえ更新

公表:全国農地ナビにて公表

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。

今年度の評価の説明に関して、何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、議案第162号について、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がないという事ですので、議案第162号について、提案通り可決致します。

次の議案に進みます。

議長

議案第163号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第163号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)
上記のことについて、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目については農業委員会の状況のため省略。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題 (平成29年3月現在)

管内の農地面積(A) 793ha 集積面積(B) 58.7ha 割合(B/A×100) 7.40%

議長

課題:不在地主が多く存在し、地主と耕作者との相対での貸し借りが多く存在することや貸借契約自体に抵抗がある地主が多く存在する。

2 平成29年度の目標及び活動計画

集積目標 76.7ha (うち新規集積面積 18ha)

活動計画:農地利用集積円滑化団体及び中間管理機構と連携を密にし、担い手への農地集積を進める。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H26年度新規参入者数 5経営体 H27年度新規参入者数 8経営体

H28年度新規参入者数 3経営体

課題:新規参入者を受け入れする際、条件の良い農地の確保が難しい状況にある。

2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標 4経営体

活動計画:中間管理機構等と連携し、農地の集積を図る。また、青年就農給付金等の新規就農者向けの制度について引き続き周知を図り、新規参入者を確保する。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題 (平成29年3月現在)

農地面積(A) 793ha 遊休農地面積(B) 52.5ha 割合(B/A×100) 6.01%

課題:不在地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 平成29年度の目標及び活動計画

解消目標 3ha

活動計画:担当地区の農業委員、事務局職員、及び賃金職員2名一組で調査を行う。

V 違反転用への適正な対応